

特別養護老人ホーム さいたまロイヤルの園 入所申込書記入のしかた

1 入所の対象となる方

原則として要介護3～5の方（要介護1、2の方は、特例入所の要件に該当する方 ※裏面をご参照ください。）

2 お申し込みに必要なもの

- ①入所申込書（提出前にコピーし、控えとして保管ください）
- ②介護保険（被保険者証・負担限度額認定証・負担割合証）・健康保険者証、それぞれのコピー
- ③サービス利用票（別表）のコピー3か月分（ケアマネジャーを利用している方）
- ④お薬情報（服用している内服薬の内容がわかるもの）

3 申込書の記入方法

申込書は正確にご記入ください。事実と違う場合には、入所申し込みのやりなおしになる場合があります。

(1) 申込者

施設からの連絡は、申込者の方に致します。

※「本人との関係」記入例…夫、妻、長男、長女など

(2) 本人の状況

- ①氏名、性別に○、生年月日、住所を記入
- ②被保険者番号、保険者番号など介護保険者証を見ながら記入
- ③現在利用しているサービスの状況
 - ・該当サービスに○、回数をそれぞれ記入
- ④居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）
 - ・該当項目に○、利用事業所があれば記入
- ⑤入所を希望する理由 該当項目に○、具体的な理由を記入

(3) 介護保険

- ①負担割合証
- ②負担限度額認定証

必要事項を記入、該当項目に○

(4) 単身者で介護する者や入所手続きを代理で行える身寄りの方がいない場合以外は、家族等（介護者）の状況を記入。

必要事項を記入、該当項目に○

(5) その他 必要事項を記入、該当項目に○

(6) 説明確認

説明はこの要領で代えることといたしますのでご了解ください。なお、優先順の高い方には、訪問面接の際、詳しくご説明いたします。

4 入所希望者状況申告書

必要事項を記入、該当事項に○をして申込書に同封してください。

5 お申し込み方法

入所申込書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に直接窓口にご提出ください。申込書を提出される場合、必ず事前に生活相談員までご連絡ください。（連絡なく来園された場合は、お受けできない場合もあります。）受付の際申込書の内容について確認させていただき、30分程度お時間がかかります。

6 お申し込みいただいたあと

(1) 内容の変更

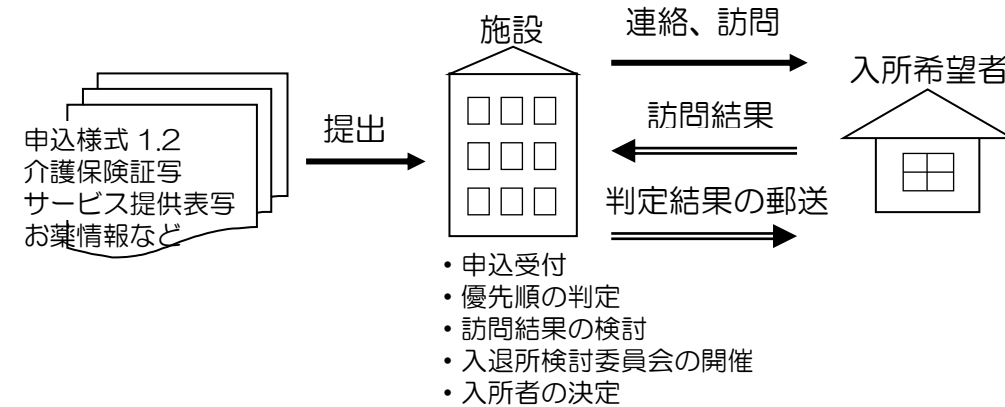
こんなときはお手続きください。

- ・要介護度のみの変更⇒介護保険証のコピーのみご送付ください。
- ・介護保険証の被保険者番号、本人の状況、介護者の状況が変わった場合には施設にご連絡ください。
- ・入所を希望しなくなった場合には、入所申込取り下げ書のご提出をお願いします。

(2) 入所までの流れ

入所順位の判定基準に沿って優先順を判定します。原則として順位の高い方が優先となりますが、事前に訪問面接をさせていただき、施設の受け入れ体制との調整をみて、最終的には施設の入退所検討委員会で入所者を決定します。訪問面接などのご連絡は、優先順位の高い方に順次行います。

なお、お申込者が定員を大きく上回った場合、お待ちいただく期間が長くなりますので、あらかじめご了承ください。



※要介護1、2の方も、申込みができます。ただし、入所については、特例入所の要件がありますのでご相談ください。

特別養護老人ホーム さいたまロイヤルの園
〒338-0815 さいたま市桜区五関 396 番地 2
電話 048-859-7166 FAX 048-859-7167
(入所申込担当) 生活相談員

要介護1・2で入所をご希望の方へ

～ 特別養護老人ホームへの特例入所 ～

特別養護老人ホーム さいたまロイヤルの園

平成27年4月1日以降、特別養護老人ホームへの入所が、原則として要介護3～5の方に限定されることとなりました。これに伴い、要介護1・2の方の入所については、居宅で日常生活を営むことが困難なことが入所（特例入所）の要件となります。

(1) 特例入所の要件

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ウ 家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められる。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められる。

(2) 特例入所に該当するか否かの判断

- ア 施設は、要介護1、2の方から入所申込を受けた時は、保険者市町村に報告する。
- イ 施設は、保険者市町村に意見を求める。
- ウ 保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制の状況、介護支援専門員等からの居宅における生活困難度の聴取等を踏まえ、施設に対して意見を表明する。
- エ 保険者市町村は、必要に応じて施設の入所検討委員会に出席し意見を表明する。
- オ 施設は、入所順位決定の手続きにおいては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることができる。

(3) 調査

保険者市町村（ご本人住民票のある市町村）では、特例入所要件の確認のため、担当のケアマネージャーなどに状況を確認することがあります。